

Environmental Law / Sustainability Newsletter

2025 年 5 月号

森・濱田松本法律事務所 環境法プラクティスグループ・ESG/SDGs プラクティスグループ

環境 DD の今後のあり方について懇談会議論まとめの公表



弁護士 五島 隆文
TEL. 03-6266-8950
takafumi.goto@morihamada.com



弁護士 橘川 文哉
TEL. 03-6266-8559
fumiya.kitsukawa@morihamada.com



弁護士 平田 亜佳音
TEL. 03-6266-8759
akane.hirata@morihamada.com

I. はじめに

足元、欧州を中心に人権等に関するデュー・ディリジェンス(以下「DD」といいます。)の法規制化の動きが見られる中で、DD は日本企業にとっても対応が迫られる課題となっています。かかる流れを踏まえ、環境省は、2024 年 11 月以降「日本企業による環境デュー・ディリジェンスの今後の取組のあり方についての有識者懇談会」(計 3 回)を開催していたところ、2025 年 4 月 28 日に、その議論結果をまとめた「[日本企業による環境デュー・ディリジェンス対応促進に向けた懇談会議論のまとめ](#)」(以下「本まとめ」といいます。)を公表しました。また、企業が環境 DD の取組を進めていく上で特に重要と考えられる点を要約した「[環境デュー・ディリジェンス対応に向けた取組のポイントについて](#)」、及び足元の海外企業等の環境 DD に係る取組状況を記載した「[デュー・ディリジェンス事例集](#)」も併せて公開されています。

本号では、本まとめに記載された環境 DD のポイント等についてご紹介します。

Ⅱ. 本まとめの背景

1. 環境 DD とは

2011 年に国際連合人権理事会によって採択された「[ビジネスと人権に関する指導原則](#)」(以下「指導原則」といいます。)では、企業活動・取引により生じる人権侵害リスクを特定・防止する手段として、企業による人権 DD の実施が求められています。指導原則と整合する形で改定された 2011 年版 OECD「[責任ある企業行動に関する多国籍企業行動指針](#)」(以下「OECD 行動指針」といいます。)では、その一般方針の中で、企業に、「実際の及び潜在的な悪影響を特定し、防止し、緩和するため、(中略)リスクに基づいた DD を実施し、これらの悪影響にどのように対処したか説明する」ことが求められ、注釈では、「DD とは、プロセスであると理解され、企業の意思決定及びリスク管理システムに欠くことのできない部分として、それを通じて企業が実際の及び潜在的な悪影響を特定し、防止し、緩和し、どのように対処したかについて説明することを可能にする。」とされていました。

そして、OECD 行動指針の実務的な支援ツールとして作成された OECD「[責任ある企業行動のための OECD デュー・ディリジェンス・ガイダンス](#)」(以下「OECD ガイダンス」といいます。)では、DD プロセスを以下の 5 つの構成要素で説明するとともに、6 番目として是正措置を定めています。

1. 責任ある企業行動を企業方針及び経営システムに組み込む
2. 企業の事業、製品又はサービスに関連する実際の及び潜在的な負の影響を特定し、評価する
3. 負の影響を停止する、防止する、及び軽減する
4. 実施状況及び結果を追跡調査する
5. 影響にどのように対処したかを伝える
6. 適切な場合は正措置を行う、又は是正のために協力する

本まとめでは、このような DD の対象は人権のみならず環境課題にも広がっており、両者の横断的な対応を求める声も聞かれるところであるとした上で、国内外でサステナビリティ開示を要求する流れが強まっており、企業は行為規制・開示規制の両面で、人権・環境リスクに向き合う必要性が増していることを指摘しています。

2. 環境 DD の実施が求められる背景

本まとめでは、多くの企業活動は、環境に何らかの負の影響を与えているか、その可能性を有しており、こ

れらに適切に対処することは、企業が果たすべき責任の一つであるとしています。そして、バリューチェーン全体を企業の責任の範囲と捉え、環境問題の解決に取り組んでいくことにより、新たなビジネスチャンスを発見し、ステークホルダーとの関係を向上させ、バリューチェーンのレジリエンス(強靱さ)を高め、企業価値の向上にも資する機会ともなり得るとされています。このような観点から、本まとめでは、バリューチェーン全体にわたって、幅広いステークホルダーと協働しながら環境リスクマネジメントを実現していく環境 DD の実施が推奨されています。

有識者懇談会では、環境 DD の法制化で先行するフランスやドイツ、EU における法令や規範、実務的なプラクティスや、日本企業の取組状況の調査を踏まえて、日本企業が複数の環境課題に統合的に対応する実務のあり方についての議論が行われました。特に、EU では、2024 年 7 月に企業サステナビリティ・デュー・ディリジェンス指令(以下「CSDDD」といいます。)が発効したところ、日本企業においても CSDDD が域外適用されたり、取引先を通じて間接的に CSDDD の影響を受けることが想定されます¹。そのほか、本まとめで取り上げられているフランス及びドイツの法制度の概要は以下のとおりです。

(1)企業注意義務法(フランス)

2017 年 2 月に制定された企業注意義務法は、一定規模の企業に対して、人権侵害・環境破壊に関する「注意義務計画(Vigilance plan)」の確立、実施、公開及び注意義務計画の実施に関する年次報告書の作成を義務付けるものです。「注意義務計画」には、以下の内容を含めることが求められています。

1. リスクの特定、分析、優先順位付けのためのリスクマッピング
2. リスクマップに基づき、取引関係のある子会社、委託先業者、サプライヤーの状況を定期的に評価するための手続き
3. リスクの緩和や深刻な権利侵害を防止するための適切な手段
4. 当該企業の労働組合代表との共同の下に設置される、潜在的又は実際のリスクに関する報告を収集する警戒メカニズム
5. 実施された措置をモニタリングし、その実効性を評価するシステム

(2)サプライチェーン・デュー・ディリジェンス法(ドイツ)

2021 年 3 月に閣議決定されたサプライチェーン・デュー・ディリジェンス法は、一定規模の企業に対して、サプライチェーン上の人権・環境 DD の実施と情報開示を義務付けています。人権・環境 DD の実施にあたっては、以下の要素を満たすことが求められます。

1. リスク管理システムの確立(リスクの特定、責任の明確化、経営者への年 1 回以上の

¹ CSDDD については、規制の簡素化につき議論が続けられています。詳細は当事務所ニュースレター「欧州委員会によるオムニバス法案の公表—CSDDD の簡素化について」(2025 年 3 月)をご参照ください。

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

© Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

定期報告など)
2. 定期的なリスク分析の実施、優先順位付け
3. 「人権戦略」に関する方針の策定(DD プロセス、特定したリスク、自社とサプライヤーに対する人権・環境要件を含まなければならない)
4. 自社及び直接サプライヤーにおける予防措置(人権戦略の実施、適切な調達方針と慣行の策定・実施、研修、遵守状況の検証など)の確立と有効性の評価
5. 負の影響を引き起こした、又は寄与した場合の救済措置の実施と有効性の評価
6. 苦情処理メカニズムの確立
7. 間接サプライヤーのリスクに関する DD の実施
8. DD 実施に関する文書化(7 年以上保存しなければならない)

Ⅲ. 環境 DD 実施の考え方・プロセス

環境省が 2024 年に東京証券取引所プライム市場の上場企業を対象に実施したアンケート調査結果によれば、日本企業における OECD 行動指針等における環境 DD の内容についての認知度は以前より増加したが、DD の実施範囲は、自社や国内グループ会社に留まっており、海外を含むバリューチェーン全体での対応には至っていないとされています。また、CSDDD への対応を開始している企業は、直接適用企業の約 3 割と、限定的である状況です。

環境 DD のプロセスについても、本Ⅲで述べるようなプロセス(環境への負の影響の分析、対策、救済手続、情報開示、ステークホルダーとの対話等)に照らして不十分な状況であることが日本企業の課題として指摘されており、企業はかかるプロセスを改めて理解した上で、環境 DD に取り組んでいくことが重要とされています。

1. 特に重要な考え方

(1) リスクベースのアプローチ

まずは、DD をリスクベースで実施することが挙げられています。すなわち、リスクベースのアプローチは、環境 DD を実施する上で特に重要な考え方の一つであり、「デュー・ディリジェンスは負の影響の『深刻性』と『発生可能性』に相応すべきで、特定された全ての影響に同時に対処することが不可能な場合、負の影響の『深刻性』や『発生可能性』に基づいて、措置を講じる優先順位を決定すべき²である」と説明されています³。

この観点からは、例えば、バリューチェーン上流における環境への負の影響に対応するため、サプライヤー

² なお、この優先順位付けは、対策を講じる順序に関するものであり、深刻性や発生可能性が低い負の影響への対応を免除するものではないとされています。

³ OECD ガイダンス 17 頁参照

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

© Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

の環境マネジメント活動を確認するに際して、直接サプライヤーの全社を対象とするものの、間接サプライヤーが対象外となっている場合には、より重大な負の影響を見落としており、適切でない可能性があるとして指摘されています⁴。

(2)「適切な措置」の実施

環境 DD の実施は、あらゆる状況において環境への負の影響が絶対に発生しないこと、又は環境への負の影響の発生を完全なる阻止を企業として保証することを目指すものではなく、環境 DD の義務を遵守する上では、リスクに相応した「適切な措置」を講じるという考え方が原則とされています⁵。

かかる「適切な措置」は、リスクベースの考え方を前提としつつ、具体的な事案の状況を考慮し、かつ、当該企業において合理的にとることができる態様で負の影響に対処することで、DD の目的に到達できる措置をいい、各企業が個別具体的な状況に応じて判断することが必要であるが、自社にとって単に都合の良い不十分な水準となっていないかどうか、ステークホルダーとの対話(下記 2.(2)ご参照)を通じて確認することも重要とされています。

(3)経営層によるガバナンス

環境 DD の実施は、重要な経営課題の一つであり、バリューチェーン上の重大な負の影響に対して機動的に対応できなければ、法務リスク、オペレーショナルリスク、レピュテーションリスク等を通じて企業価値が毀損され、会社役員の善管注意義務違反の問題につながる可能性もあります。そこで、経営層が、かかる負の影響を認識し、これに対応するための監督・執行の仕組みを整える必要があるとされています。

かかる取組の一つとして、環境 DD に関する企業方針の策定が挙げられています⁶。企業の経営陣は、かかる企業方針に従って環境 DD を行った上で、その結果に応じて事業運営を行い、必要に応じて修正や改善を行うことで、ガバナンスに資するものといえます。但し、企業が「環境方針」⁷を策定している場合でも、当該方針の適用範囲が自社のみに留まっている場合や、当該方針の内容が環境への負の影響を軽減することの一般的な宣言に留まっている場合は、環境 DD に関する企業方針としては不十分な可能性があるとして指摘されています。

(4)環境 DD と法令遵守の関係

企業としての第一の義務は、企業が事業を行う地域及び所在地の国内法を遵守することですが、一方で、

⁴ また、費用対効果の面でも適切ではない可能性があり、必ずしも直接サプライヤーの全社を対象とする必要はないともされています。

⁵ なお、コーポレートガバナンス・コード原則 2-3 においても、上場会社は、社会・環境問題をはじめとするサステナビリティを巡る課題について、適切な対応を行うべきであるとされています。

⁶ なお、当該方針は、従業員及びその代表者と事前に協議した上で策定することが求められます。

⁷ なお、ISO14001 認証取得等のため、環境方針を策定している日本企業は少なくない状況です。

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的な案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

© Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

これまでに様々な国際環境条約等が採択され、企業に期待される取組の基準が醸成されてきたことから、企業が事業を行う地域及び所在地の国内法がこれらの国際基準に完全には準拠していない場合は、当該国内法の違反とならない最大限の範囲で、国際基準を尊重する方策を追求することが重要であり、加えて、遵守すべき国内法が存在しない場合も、企業に期待される国際基準が存在すればそれを尊重することが望ましいとされています。

また、生物多様性、汚染予防、化学物質管理や気候変動など、環境分野に直接関わる法令への違反に加えて、国際人権条約に基づき解釈される環境権としての人権など、一部の人権侵害も「環境への負の影響」に該当すると指摘されています。

そこで、一連の環境 DD プロセスにおいて、国際環境条約や関連する国内法等を遵守した取組を行う必要があり、加えて、自社のみならず、取引先を含むバリューチェーン全体において法令遵守に取り組む必要があるとされています。

2. 特に重要なプロセス

本まとめでは、日本企業による環境 DD の実施においては、特に以下のプロセスに焦点を当てることが重要とされています⁸。

(1) 負の影響の特定・評価

バリューチェーンにおける環境への負の影響の種類や所在を特定し、それらの深刻性と発生可能性を適切に評価することは、環境 DD における中核的なプロセスといえます。かかる負の影響の特定・評価は、大きく以下の 2 つのステップで行うこととされています。

(i) 自社、子会社、及びバリューチェーン上において最も深刻であり発生可能性の高い負の影響が生じ得る事業領域の特定⁹

(ii) 1 つ目のステップで把握した当該負の影響が生じ得る事業領域の詳細な評価

これらのステップで特定・評価した環境への重大な負の影響について、その「深刻性」と「発生可能性」に基づいて優先順位付けを行い、最も重大なものから対応していくことが想定されています。負の影響の深刻性は、「規模」、「範囲」及び「是正不能性」の 3 要素で構成されるとされ、このうち「是正不能性」の観点において、一度発生すると元の状況に回復することが困難な場合には、発生可能性が低くても、対応を優先するこ

⁸ 但し、環境 DD を実施する際には、これらのプロセスに限らず、相互に関わりある一連のプロセスの全てを実施することが重要とされています。

⁹ このステップでは、セクター(業種)、生産・取引している製品・サービス、事業を行っている国において、どのような典型的な負の影響が存在するかを確認することが考えられるとされています。典型的な負の影響の存在を確認するにあたっては、OECD が公表する特定のセクターを対象とする業種別の DD ガイダンス(<https://mneguidelines.oecd.org/duediligence/>)など、公表されている既存のガイダンスやツールを活用できるとされています。

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的な案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

© Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

とが望ましいとされています。また、継続的なモニタリングを行うとともに、定期的に特定・評価を行うことが重要とされています。

なお、環境 DD と人権 DD は、対象とする負の影響や負の影響への対応プロセス、地域住民などの負の影響を受けるステークホルダーに共通性があるといえるため、環境 DD と人権 DD を統合的に対応することが重要と考えられるとも指摘されています¹⁰。人権 DD では、影響を受けるステークホルダーの見解等の定性的情報が重要になる場合が多いところ、環境 DD では、各種環境データ等の測定可能な定量的情報を活用できる場合が多いといえるため、人権 DD と環境 DD に統合的に取り組むことで、より効率的かつ効果的な対応ができる場合があるとされています。

(2)ステークホルダーとの「意味のある」対話

環境 DD のプロセスにおいて、企業活動によって影響を受ける可能性がある社内外のステークホルダーと「意味のある」対話を行う(双方向にコミュニケーションする)ことも、環境への負の影響の深刻さや優先度の理解に繋がること等から、重要とされています。

環境 DD において対話の相手とすべきステークホルダーとは、企業の活動によって影響を受ける可能性のある利害を持つ個人又は集団をいうとされ、サステナビリティ全般について知見を有する機関投資家や有識者との単発的な対話だけでは不十分な場合があると考えられています。

また、ステークホルダーの中でも、ライツホルダー(権利保有者)(企業の活動によって影響を受けたかその可能性のある利害が、個人の人権又は集団的権利(先住民等の集団等が保有する権利)である場合、影響を受けたかその可能性のある人権を有するステークホルダー)と対話を行うことも重要とされています¹¹。

(3)情報開示

環境 DD の方針やプロセス、負の影響を特定し対処するために行った活動について、一連の活動で発見された調査結果や成果を含めて外部に伝えることも、DD プロセスの一部であり、情報開示を行うことでステークホルダーから反応を得られる可能性があり、環境 DD に取り組む上で有益な追加情報を収集する機会にもなるとされています。実際、サステナビリティ関連の情報開示の法制化が進展する中で¹²¹³、DD に関

¹⁰ 人権 DD と環境問題との関係については、当事務所ニュースレター「ビジネスと人権:「人権×環境 ~生物多様性~」(2024 年 11 月)」、「ビジネスと人権:「人権×環境~環境汚染~」(2024 年 9 月)及び「ビジネスと人権:「人権×環境~気候変動~」(2024 年 7 月)」もご参照ください。

¹¹ 他方、本社から遠く離れた地域における具体的なライツホルダーを特定し、直接の対話を行うことは容易ではない場合もあることから、対象となるライツホルダーの抱えるリスクについて深い知見を有する専門家(特に環境 NGO)、労働組合、地域住民グループ等との対話を補完的にすることも考えられるとされています。

¹² 例えば、EU の企業サステナビリティ報告指令(以下「CSRD」といいます。)では、人々や環境に与える潜在的及び実際の影響や DD のプロセス、ステークホルダー・エンゲージメントの状況等が開示項目として規定されています。また、CSRD に基づく開示要件や項目の詳細を定める委任法である「欧州サステナビリティ報告基準」(ESRS)では、開示の基礎となるダブルマテリアリティ評価のうち社会や環境に対する負の影響のマテリアリティ評価について、「DD プロセスの結果として判明する」と規定しており、DD の実施がサステナビリティ情報開示の前提となっており、両者を一体的に取り組むことが想定されています。

¹³ 我が国においても、金融庁が 2023 年 1 月 31 日に公表した「[企業内容等の開示に関する内閣府令](#)」等の改正案に対するパブリックコメントを募集しています。当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的な案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

する情報についても開示が義務付けられるようになっていきます。

(4) 苦情処理の仕組みと是正・救済措置

影響を受ける(可能性がある)ステークホルダーからの苦情に適切に対応することで、負の影響がより深刻化、又は顕在化し、苦情が訴訟等へエスカレートしていくことを防ぐことができるため、苦情処理の仕組み及び是正・救済措置も重要とされています。

適切な是正・救済の種類又は組み合わせは、環境への負の影響の性質や影響が及んだ範囲に応じて異なりますが、例えば、謝罪や被害回復、被害者又は将来的な支援活動及び教育プログラムのための補償基金の設立などが例示されています。また、環境を復元・再生することが不可能であった場合は、環境及び影響を受けたライツホルダーの双方に対して補償的措置を講じることが考えられるとされています¹⁴。

3. 政府当局による対応

日本企業による環境 DD 対応を促進していく上では、政府当局による取組も重要であり、例えば、企業が環境 DD に取り組む上で役に立つ参考情報やツールの収集・共有¹⁵や、企業が相談可能なヘルプデスクの整備等が考えられるとされています。

一方で、国際的には、環境 DD の法制化が進みつつある一方、足元では CSDDD について一部簡素化の議論も行われています¹⁶。我が国においても何らかの制度化を行うこともアプローチの一つとして考えられるものの、長期的な視野で国際的な動向を注視しつつ、日本企業による環境 DD 対応の促進に必要な施策を継続的に検討・実施していくことが必要とされています。

IV. おわりに

近年、環境保護に関する社会的な関心が高まっており、近時の投資家の ESG への関心の高まりも踏まえ

リックコメントの結果等により、2023 年 3 月期の有価証券報告書等から「サステナビリティに関する考え方及び取組」等の記載が求められています(詳細は当事務所ニュースレター「2023 年 3 月期有報から適用 サステナビリティ情報等に係る企業内容等開示府令等の改正案の概要」(2022 年 11 月)ご参照)。また、2025 年 3 月 5 日、サステナビリティ基準委員会(SSBJ)は、日本における初めてのサステナビリティ開示基準(SSBJ 基準)を公表しました(詳細は当事務所ニュースレター「SSBJ 基準の公表とサステナビリティ開示の議論状況」(2025 年 3 月)ご参照)。さらに、現在、金融審議会「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」において、有価証券報告書等における SSBJ 基準に準拠した情報開示の正確性担保を含む制度整備が議論されています。

¹⁴ 環境に対する補償的措置としては、環境オフセット(代替となる自然生態系の創出等)の考慮や、より広い地域における森林伐採・生態系劣化等の回避を通じた自然復元などが考えられるとされています。ライツホルダーに対する補償的措置としては、金銭的補償、代替手段の提供(例えば、汚染した水源の代替となる水資源の提供)、移住などが考えられるとされています。

¹⁵ 例えば、情報開示に関しては、金融庁が 2025 年 3 月 24 日に公表した「記述情報の開示の好事例集 2024」の最終版において、有価証券報告書等の「サステナビリティに関する考え方及び取組」の記載欄について、全般的な開示のポイントや開示例が示されています。

¹⁶ 詳細は上記脚注 1 をご参照ください。

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

© Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

ると、企業の社会的信用(レピュテーション)を大きく毀損するリスクが顕在化することが想定されるため、CSDDD の対象企業に限らず、全ての企業において、適切な環境 DD を実施することは、企業の経営リスクを抑える観点からも重要と考えられます。

環境 DD は、いわゆる法務 DD も含むものと考えられ、日本の環境法令のみならず、事業を展開する海外の環境法令を踏まえた法的リスクを分析する必要性も高まっているといえます。環境に関する法務 DD は、これまで企業買収や不動産取得を行う場合に対象会社や対象不動産に対して行うものが念頭に置かれていたと思われますが、海外の法改正や本まとめを踏まえた近時の動向に鑑みると、上記のような取引のタイミングに限らず、企業活動の様々な局面で、自社に加え自社のサプライヤーも含むバリューチェーン全体に対して積極的に環境に関する法務 DD の実施を検討していくことも肝要といえます。

国内外における環境 DD を含む環境関連の法規制は急速に進展しており、また、上記Ⅲ.3.のとおり、我が国においても環境 DD に関する法制度を創設するアプローチが採られることもあり得ることから、今後の議論の動向に注視が必要です。